

別表第1（第4条関係）

患者等搬送事業認定基準

項目	内容
1 乗務員の要件	患者等搬送用自動車に同乗し、搬送に従事する者（以下「乗務員」という。）は、満18歳以上の者及び第19条に掲げる患者等搬送乗務員適任証の交付を受けた者をもって充てること。
2 運行体制	患者等搬送事業の運行の際、患者等搬送用自動車1台につき2人以上の乗務員をもって業務を行わせること。 ただし、医療機関からの退院及び社会福祉施設への送迎を目的とした運行を実施する場合又は医師若しくは看護師等が同乗する場合には、乗務員を1名とすることができる。
3 患者等搬送用自動車の要件	患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造及び設備を有しているものであること。 (1) 十分な緩衝装置を有していること。 (2) 換気及び冷暖房の装置を有していること。 (3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有していること。 (4) ストレッチャー、車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造を有していること。 (5) ストレッチャー、車椅子等の乗降を容易にするための装置を有していること。 (6) 携帯が可能な通信機器等連絡に必要な設備を有していること。
4 車両の外観	患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備する等救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。
5 積載資器材	患者等搬送用自動車に別表第7に掲げる資器材を積載していること。
6 消毒	消毒実施表（第24号様式）が患者等搬送用自動車の見やすい場所に表示されていること。
7 服装	乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものであること。
8 事業案内	パンフレット等に救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現がなされていないこと。

別表第2（第4条関係）

患者等搬送事業（車椅子専用）認定基準

項 目	内 容
1 乗務員の要件	患者等搬送用自動車（車椅子専用）に同乗し、搬送に従事する者（以下「乗務員（車椅子専用）」という。）は、満18歳以上の者及び患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証の交付を受けた者をもって充てること。
2 運行体制	患者等搬送事業（車椅子専用）の運行の際、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき1人以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行わせること。ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等は、医師等を同乗させ、乗務員（車椅子専用）を2人以上乗務させる等必要な体制を確保することこと。
3 患者等搬送用自動車の要件	患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。 (1) 十分な緩衝装置を有していること。 (2) 換気及び冷暖房の装置を有していること。 (3) 乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有していること。 (4) 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造を有していること。 (5) 車椅子の乗降を容易にするための装置を有していること。 (6) 携帯が可能な通信機器等連絡に必要な設備を有していること。
4 車両の外観	患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、サイレン又は赤色警告灯を装備する等救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。
5 積載資器材	患者等搬送用自動車（車椅子専用）に別表第7に掲げる資器材を積載していること。
6 消毒	消毒実施表が患者等搬送用自動車（車椅子専用）の見やすい場所に表示されていること。
7 服装	乗務員（車椅子専用）の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものであること。
8 事業案内	パンフレット等に救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現がなされていないこと。

別表第3（第14条関係）

遵守義務（共通）

項 目	内 容
1 事業実施の基本原則	<p>(1) 患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。</p> <p>(2) 緊急性のない者を搬送対象とすること。</p> <p>(3) 事業の社会的責任を十分自覚し、関係法令を遵守すること。</p>
2 消防機関との連携	<p>認定事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、119番等により患者等の所在地、状態、既往症、掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請すること。</p> <p>(1) 患者等からの要請時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合</p> <p>(2) 患者等の搬送依頼場所に到着した時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合</p> <p>(3) 患者等の搬送途上において、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合</p>
3 適任証等の携行	<p>認定事業者等は、患者等搬送業務又は患者等搬送業務（車椅子専用）に乗務員又は乗務員（車椅子専用）に従事させるときは、適任証等を携行させること。</p>
4 知識及び技術の維持管理	<p>認定事業者は、乗務員又は乗務員（車椅子専用）の安全搬送並びに応急手当に関する知識及び技術の向上に努め、適任証等の交付を受けた乗務員又は乗務員（車椅子専用）に2年に1回以上消防機関の行う定期講習を受講させること。</p>
5 安全・衛生管理	<p>認定事業者は、患者等搬送用自動車、患者等搬送用自動車（車椅子専用）又は積載資機材について、点検整備及び次に掲げる消毒を確実に実施すること。</p> <p>(1) 毎月1回以上の定期消毒</p> <p>(2) 毎使用後の消毒</p> <p>(3) 医師から特別な指示があった場合の当該指示に基づく消毒</p>

別表第4（第21条関係）

基礎講習の科目及び時間数

課 目	時 間 数	
	乗務員	乗務員 (車椅子専用)
総論	1	1
観察要領及び応急措置 (一定頻度者が受講する講習と同等の内容 を含む。)	13	9
体位管理要領	2	1
消防機関との連携要領	2	2
車両資器材の消毒及び感染防止要領	2	1
搬送法	2	1
修了考査	2	1
合 計	24	16

備考 課目の1時間は、45分とする。

別表第5（第21条関係）

基礎講習等の修了考査実施基準（共通）

区 分	課 目	配 点
実 技	観察要領及び応急措置	60点
筆 記	消防機関との連携要領 車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点 20点
合 計		100点

別表第6（第21条関係）

定期講習の科目及び時間数（共通）

課 目	時 間 数
観察要領及び応急措置	2
体位管理要領	1
合 計	3

備考 課目の1時間は、45分とする。

別表第7（別表第1、別表第2関係）

積載資器材（共通）

項 目	資 器 材
1 呼吸管理用資器材	○バッグバルブマスク ポケットマスク
2 保温・搬送用資器材	○敷物 保温用毛布 担架 ○まくら
3 創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう
4 消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
5 その他の資器材	はさみ マスク ○ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※自動体外式除細動器（AED）

備考1 自動体外式除細動器（AED）は任意の積載とする。

2 資器材欄に○印のあるものは、患者等搬送用自動車（車椅子専用）には任意の積載とする。